

SuMi TRUST
SUMITOMO MITSUI TRUST HOLDINGS

ESG REPORT ダイジェスト版

シニア世代応援レポート
認知症問題を考える

2.0



将来のためのご準備を
お手伝い致します。



Contents

認知症とはどういう病気か	1
認知症の高齢者をサポートすること(3種類のサポート)	4
財産管理—基本は「守り」「日常生活支援」「想いのつなぎ」	5
認知症に対応した財産管理ラインアップ	6
認知症に対応した財産管理商品・制度の効力発生時期	7
任意後見	8
任意後見制度支援信託	9
人生100年応援信託<100年パスポート>	10
安心サポート信託	12
民事信託	14
民事信託サポートサービス	15
セキュリティ型信託	16
日常生活自立支援事業(各地域の社会福祉協議会)	18
地域連携ネットワークにおける金融機関の役割	19
法定後見	20
後見制度支援信託	21
成年後見制度に関するご相談・取り次ぎ	22
亡き後も「想いをつなぐ」ために	23
COLUMN 超高齢社会問題への対応	24

編集方針

「シニア世代応援レポート」は、シニア世代のお客さまのQOL(生活の質)向上のサポートを目的に作成したものです。当グループのその他のサステナビリティへの取り組みについては、ウェブサイトに掲載致します。

ウェブサイトURL

<https://www.smth.jp/csr/index.html>

※当冊子は椎名基晴弁護士(椎名法律事務所(京都市))に全体の監修をお願いしました。

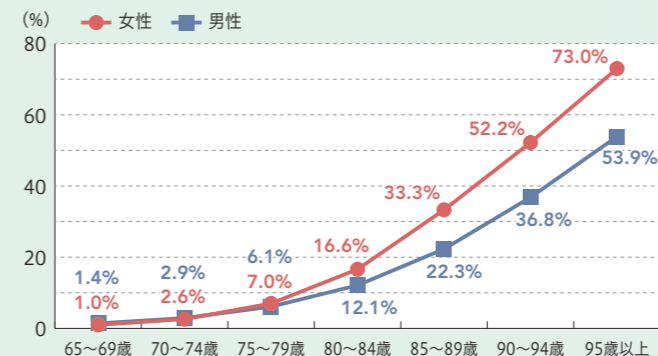


認知症とはどういう病気か

認知症は、脳の病気が原因で起きるもので、もの忘れや判断力の低下が見られ、その結果、生活がうまく送れなくなる状態を指します。また、うつや幻覚、妄想などの精神症状も見られます。

高齢化の進展とともに、日本における認知症の人数は急増しており、65歳以上の高齢者では7人に1人程度、認知症の前段階と考えられているMCI(Mild Cognitive Impairment)の人も加えると4人に1人程度の割合です。

年齢別認知症出現率



出典: 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 平成24年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等推進事業「認知症の総合アセスメント」

認知症の種類

脳血管性認知症

脳梗塞や脳出血によって神経細胞に十分な血液が送られず、脳細胞が死んでしまう病気です。高血圧や糖尿病などの生活習慣病が主な原因です。

【症状】

脳血管障害が起こるたびに段階的に進行します。また障害を受けた部位によって症状が異なります。

アルツハイマー型認知症

神経細胞が徐々に破壊され、脳内に異常なタンパク質がたまり、脳が萎縮してきます。

【症状】

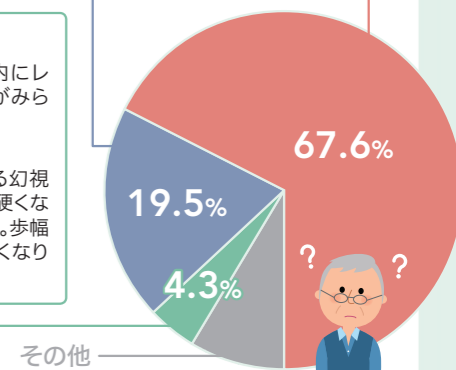
昔のことはよく覚えていますが、最近のことは忘れてしまいます。軽度のもの忘れから徐々に進行し、やがて時間や場所の感覚がなくなっていきます。

レビー小体型認知症

神経細胞が破壊され、脳内にレビー小体と呼ばれる変化がみられ、脳が萎縮してきます。

【症状】

現実にはないものが見える幻視や、手足が震えたり筋肉が硬くなるといった症状が現れます。歩幅が小刻みになり、転びやすくなります。

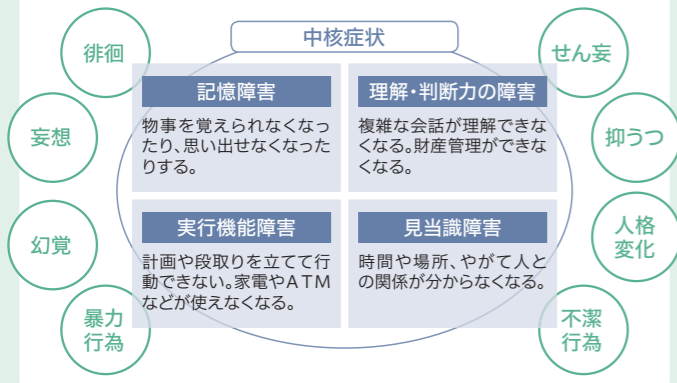


その他

出典: 厚生労働省ウェブサイト「認知症とは」など

認知症とはどういう病気か(続き)

認知症の主な症状



アルツハイマー型認知症の症状と経過

【発症前期】	•うつ、軽いもの忘れ	1年
【初期】	•もの忘れ、日付を忘れる	3年
【中期】	•言葉が出ない、服が着られない、トイレの失敗 •歩行障害、筋肉が硬くなって動かしにくい •今いる場所や親しい人を思い出せない	5年
【後期】	•言葉が出ない •寝たがり	7年
		10年

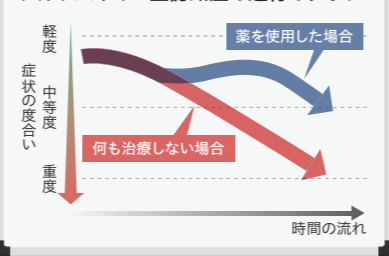
認知症に早く気づくことが大事!

認知症は治らないから、医療機関に行っても仕方がないと考えていませんか？
認知症も他の病気と同じように、早期診断と早期治療が非常に大切です。

早く気づくことのメリット

- 1 今後の生活の準備をすることができます**
早期の診断を受け、症状が軽いうちに、ご本人やご家族と話し合うことで、今後の生活の備えをすることができます。介護保険サービスなどにより、生活上の支障を減らすことも可能になります。
- 2 治る認知症や一時的な症状の場合があります**
認知症を引き起こす病気には、早めに治療すれば改善が可能なものもありますので、早めに受診をして原因となっている病気を突き止めることが大切です。
- 3 進行を遅らせることが可能な場合があります**
アルツハイマー型認知症は薬で進行を遅らせることができ、早い段階から使い始めることが効果的だといわれています(下図参照)。

アルツハイマー型認知症の進行のグラフ



出典:東京都「知って安心認知症」

認知症チェックシート

自分のもの忘れが、気になり始めたら…

自分でチェック

変化はゆっくりと表れることが多いので、
1年前の状態と現在の状態を比べてみるとよいでしょう。

- ものをなくしてしまうことが多くなり、いつも探し物をしている。
- 財布や通帳など大事なものをなくすことがある。
- 曜日や日付を何度も確認しないと忘れてしまう。
- 料理の味が変わったと家族に言われた。
- 薬の飲み忘れや、飲んだかどうか分からなくなることがある。
- リモコンや洗濯機などの電化製品の操作がうまくできない。
- いらいらして怒りっぽくなった。
- 一人であるのが不安になったり、外出するのがおっくうになった。
- 趣味や好きなテレビ番組を楽しめなくなった。

一つでも思い当たる場合は…

かかりつけ医などの医療機関に相談したり、「認知症等の相談ができる窓口」を参考にこれからのことを早めに相談してみましょう。

出典:京都市・京都府医師会・認知症患者医療センター(監修)「認知症?『気づいて相談!』チェックシート」

家族・身近な人のもの忘れが、気になり始めたら…

家族・身近な人でチェック

認知症による変化は、ご本人より周りが先に気づく場合も
多いものです。家族や身近な人がチェックをしてみましょう。

- 同じことを何度も繰り返して話したり、聞いたりする。
- しまい忘れが多く、いつも探し物をしている。
- 曜日や日付が分からず何度も確認する。
- 料理の味が変わったり、準備に時間がかかるようになった。
- 薬の飲み忘れや、飲んだかどうか分からなくなることがある。
- リモコンや洗濯機などの電化製品の操作がうまくできない。
- 失敗を指摘されると隠そうとしたり、些細なことで怒りようになった。
- 財布や通帳などをなくして、盗まれたと人を疑う。
- 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった。

いくつか思い当たる場合は…

認知症の高齢者をサポートすること(3種類のサポート)

認知症により判断能力が低下し、日常生活に支障をきたすようになると一人で生きていくのは困難になり、周囲のサポートが不可欠になります。他方、サポートする側も大きな責任と負担を担うことになるため、全てを家族が背負うことは困難という認識が広がり、国は介護保険制

度や成年後見制度などを導入し社会全体で支えるシステムを整えてきました。こうした公的制度を活用し、誰が何をどこまでサポートするかを考える(将来自分が認知症になった場合にサポートしてもらおうかを考えておく)ことは非常に重要です。

身上保護／事实行為

- 介護や家事支援
- 手術など医療に関する同意
- 服薬の管理
- 通院や外出等の付き添い
- 老人ホームなどの介護施設との協議や要望の申し入れ

身上保護／法律行為

- 医療に関する契約の締結、医療費の支払い、病院が適切に義務を履行しているかなどの監視等
- 介護保険の認定申請、ケアプランの検討、介護サービスの締結等
- 老人ホームなどの介護施設との契約、費用の支払い、適切なサービスがなされているかの監視等
- ご本人の状況に変化がないか定期的に訪問(生活状況の確認)

財産管理

- 印鑑、預貯金通帳の管理
- 収支管理(預貯金の管理、年金・給料の受け取り、保険料・公共料金・税金の支払いなど)
- 不動産の管理、処分
- 賃貸借契約の締結・解除
- 担保権の設定・解除、預貯金の出し入れ
- 遺産相続の手続き

ご本人の意思表示がないとサポートが難しいこと

- 養子縁組、認知、結婚、離婚
- 遺言、贈与、寄付行為

- 延命治療
- 投資、投機的取り引き

財産管理—基本は「守り」「日常生活支援」「想いのつなぎ」

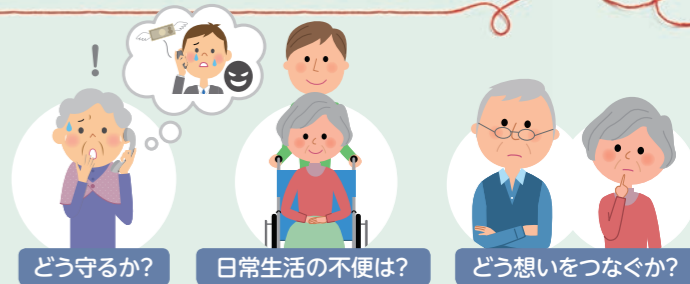
認知症などの理由で判断能力が不十分になると、預貯金の管理やさまざまな契約を自分で行うことが難しくなります。また、不利益な取り引きであっても、よく判断ができずに契約を結んでしまったり、振り込め詐欺や悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。

財産管理において、まず第一に優先すべきは言うまでもなく「守り」です。簡単に口座からお金を引き出せなくなったり、財産を別管理することなどで、守りの手立てを講じることが必要です。

次に必要なことは財産管理における「日常生活支援」です。生きていくために年金を受け取ったり、税金や公共料金の払い込みや、買物の代金の支払いなど日常生活のお金の管理をサポートすることが必要です。

判断能力の低下で困ること…

- 預貯金の引き出し・銀行振り込み
- 住まいの契約・管理・更新手続き
- 老人ホーム等への入居手続き
- 賃貸用アパートの管理・修繕(オーナーの場合)
- 介護保険手続き・介護サービスの契約・手配
- 入院の契約・病院への支払い
- 不動産の売却
- 遺産分割の話し合い・相続財産の名義変更
- 振り込め詐欺や悪徳商法被害



どう守るか?

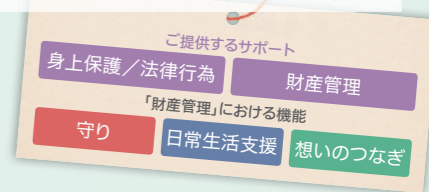
日常生活の不便は?

どう想いをつなぐか?

「想いをつなぐ」ためのサポートも重要です。認知症になって意思(想い)の伝達が難しくなっても、やりたいこと、やってほしいことに変わりはありません。ただ、それを支援者の配慮に頼るには限界があり、特に契約など法律行為が伴うことは、判断能力があるうちに私的な契約で「想いをつなぐ」ための手立てを講じておくことが必要です。

<商品・サービスの機能について>

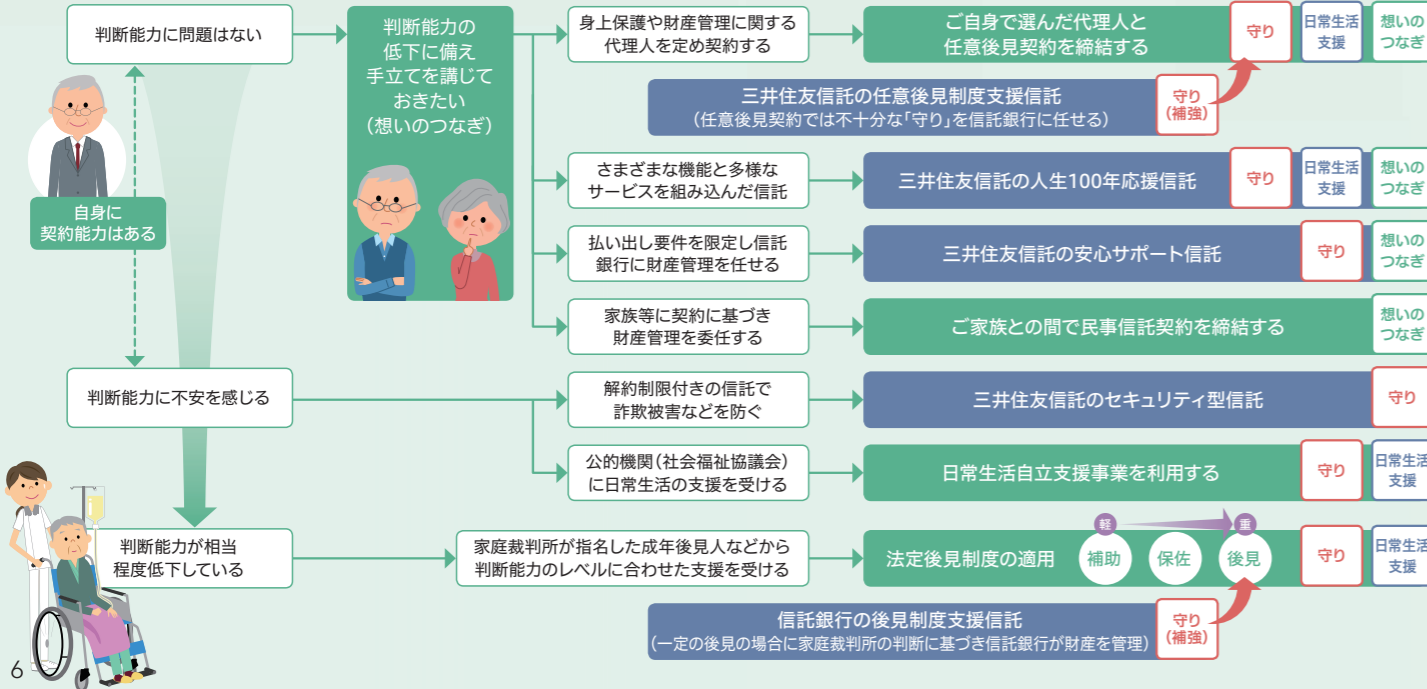
頁右上にあるタグは、当社の商品サービスの機能で該当するものを表します。



認知症に対応した財産管理ラインアップ

認知症高齢者の財産管理において、2000年に導入された成年後見制度により、認知症が進行した場合の「守り」や「日常生活支援」、判断能力があるうちに「想いをつなぐ」契約が可能になりました。しかし、成年後見制度は万能

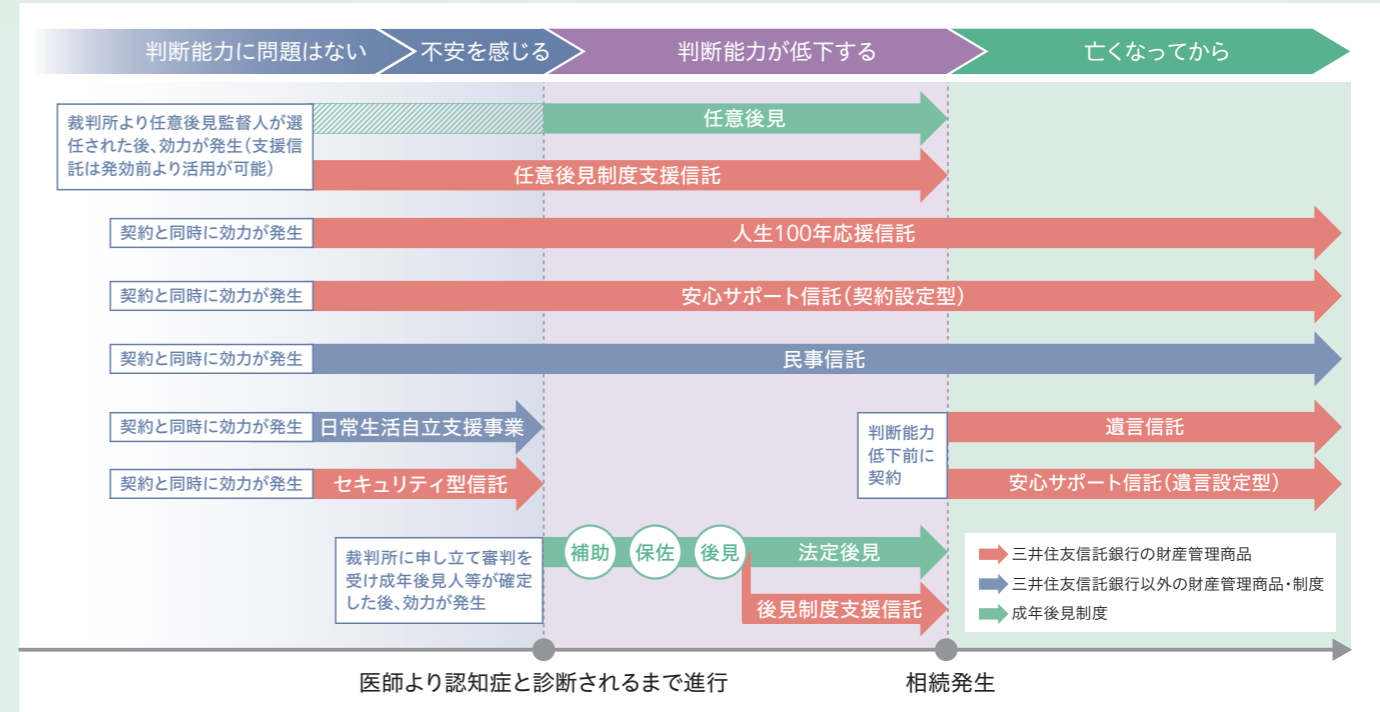
の制度ではありません。金融機関には、こうした現状を踏まえた新たな視点での商品・サービスが求められており、当社においてもラインアップを整備し、お客さまの立場に立ったコンサルティングを行っております。



認知症に対応した財産管理商品・制度の効力発生時期

ポイント

認知症は徐々に進行する病気です。判断能力が低下した後の事後対応の性格を持つ法定後見、契約は健常時・発効は発症後の任意後見、即時効力が発生する各種契約など効力発生時期に留意が必要です。



任意後見

ポイント

将来、判断能力が低下する場合に備え、支援者(任意後見人)と支援内容を決め、あらかじめ契約を締結します。

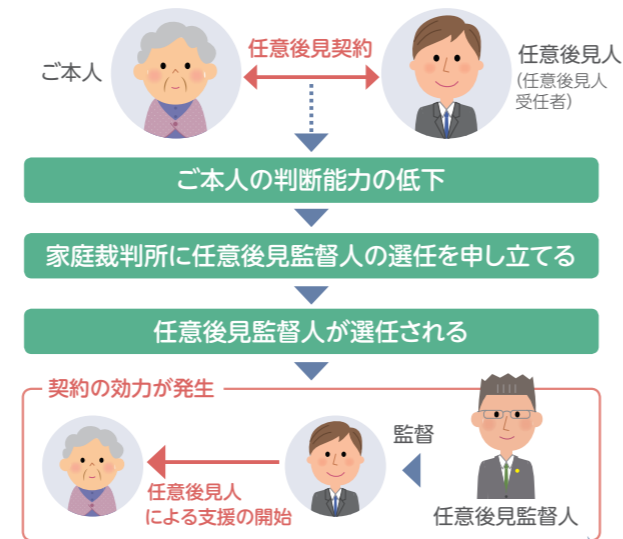
任意後見制度は、ご自分が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になってしまう場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(=「任意後見人」)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について、代理権を与える契約(任意後見契約)を、公証人の作成する「公正証書」によって結んでおくものです。

自分の老後は、自分の選んだ人に託したい。
そんな方におすすめなのが、任意後見制度です。



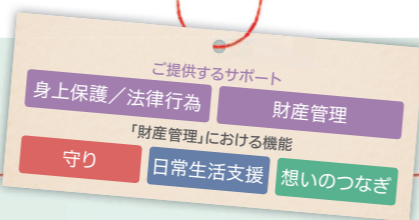
ご自分にとって何が必要なのかを整理し、必要なものだけ代理権目録を作成し契約に織り込みます(任意後見人には法定後見人に付与されている契約の取消権(20頁)はありません)

任意後見の手続きの流れ



判断能力が低下したら契約の効力が発生

任意後見契約締結後、将来、実際にご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所によって「任意後見監督人」が選任されることで、はじめて任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申し立てることができるのは、ご本人やその配偶者、任意後見人受任者、4親等内の親族などです。



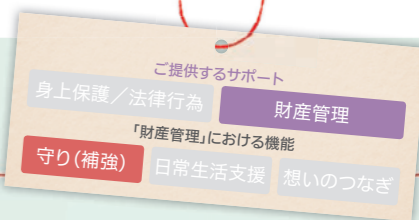
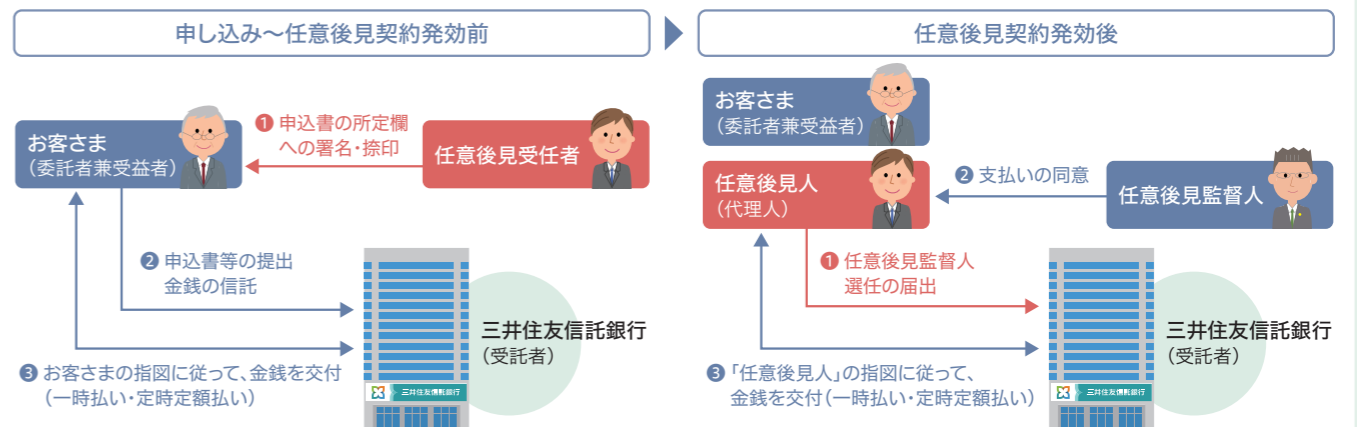
任意後見制度支援信託

ポイント

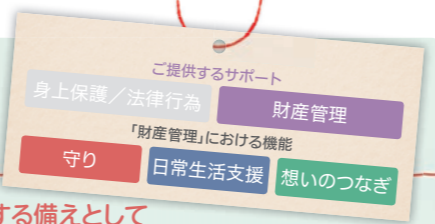
任意後見制度において金銭を管理する信託を別途設定することで、「守り」をより堅牢にします。

任意後見制度をご利用される方の財産を金銭信託で管理することで、任意後見制度をサポートするための信託です。任意後見契約が発効した後は、お預け入れていただいた金銭信託からの払い戻しには任意後見監督人の同意が必要となりますので(一時払い)、安全・確実に財産の保護を図ることができます。また、日々の生活に必要な資金などを定期的にお受け

取りいただくこともできますので(定時定額払い)、任意後見人が担う財産管理のご負担も軽減することができます。任意後見契約が発効するまでの間は、ご自身またはお手続きを代理される方による一時払いや定時定額払いに関するお手続きが可能です。代理人によるお手続きをされる場合は、その都度、お客さまからの委任状の提出が必要となります。



人生100年応援信託<100年パスポート>



ポイント

人生100年時代となり、今後多くのお客さまに起こることとなる判断能力の低下に対する備えとして有効な機能群をワンパッケージにした、お客さまに安心して豊かな人生を楽しんでいただくための信託商品です。

認知症など判断能力の低下時に直面する、「預貯金の引き出しなどの困りごと」に対する備えとして有効な機能群をそろえた金銭信託です。成年後見制度とタイアッ

プしたソリューションのご提供も含め、幅広くお客さまの立場に立ったコンサルティングを行う、人生100年時代のお供に、最適の信託商品です。

ワンパッケージの4つの機能

まかせる支払機能(年金型+目的内随時型)

認知症や健康の不安に備え、支払い手続きをまかせる方をあらかじめ指定できます(3親等内の親族、弁護士、司法書士を指定いただけます)。

認知症や健康が不安な期間において

- 毎月の生活費等の受け取り(毎月20万円まで)ができます。年1回増額(20万円まで)が可能です。
- 金額が大きくなりやすい医療費、介護費、住居費のお支払いも可能です(あらかじめ払戻しの同意者を定めることもできます)。

防犯あんしん機能

年間16,000件*にのぼる特殊詐欺などに備え、あらかじめ払戻しの同意者を定めることができます。

ねんきん受取機能

毎月の生活費を定期的に受け取れます。充実した暮らしのための支出や生前贈与にも活用できます。

おもいやり承継機能

ご相続発生時に、あらかじめご指定いただいた相続人に500万円までをスムーズにお支払いします。

*警視庁によると、2018年は16,496件、総額約363.9億円の被害が発生。

人生100年応援信託活用事例

事例1



お客さまの悩み

主人はすでに他界して、息子は海外住まいで帰国予定がない。周りの友人に認知症になった人もいて自分のお金を自分のために使えなくなるのが心配。また賃貸している不動産の管理も気になる。

人生100年応援信託を活用した解決策

人生100年応援信託購入の検討の際に、「後見制度のご相談・利用に関する専門家」のご紹介を受け、専門家と任意後見契約も締結。任意後見受任者(専門家)を手続き代理人や同意者に指名し、「まかせる支払機能」とともに、特殊詐欺への対策として「防犯あんしん機能」の利用も選択。また後見契約で不動産管理、療養看護も行うこととし、お悩みを解決。

ポイント

人生100年応援信託は、高齢期に有用な機能群を、お客さまが選択し利用いただくことができます。

事例2



お客さまの悩み

少し離れたところに住んでいる父が、家の中で転倒骨折して以来、判断能力や記憶力の低下が顕著。特殊詐欺なども含めて心配。

人生100年応援信託を活用した解決策

親子家族会議を開き、父の資産の管理を娘である自分が面倒を見ることとし、人生100年応援信託を購入。4つの機能のうち、「防犯あんしん機能」と、「まかせる支払機能」を選択するとともに、相続発生時に残っている資金から病院代支払いなどに使えるよう「おもいやり承継機能」も選択。「まかせる支払機能」では娘である自分が手続き代理人になるとともに、その代理手続きに関する同意者として兄を設定。

安心サポート信託

ポイント

認知症になっても信託銀行が財産を保全するとともに、あらかじめ財産の交付要件を定めておくことで想いをつなぐ商品です。

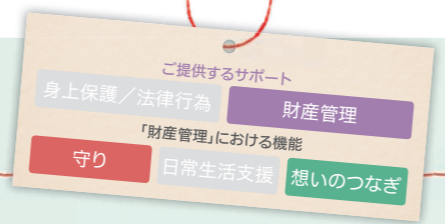
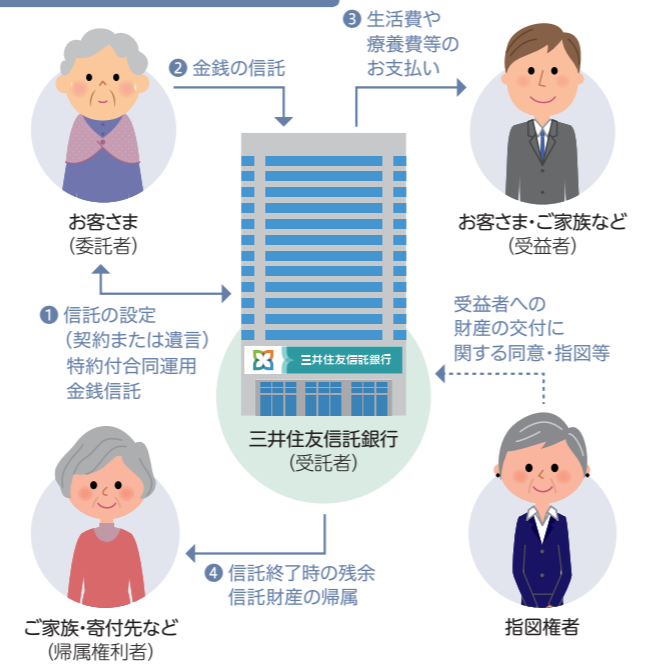
お客さま自身とご家族などの方々のために、大切な財産をオーダーメイドかつ中・長期間のサポートによって保全・管理を行う「信託銀行」ならではの機能を生かした商品が「安心サポート信託」です。

安心サポート信託は、当社に金銭を信託するとともに、あらかじめ「想いをつなぐ」ための財産交付要件や信託終了時の残余財産の帰属先を契約で定めておきます。信託財産の引き出しには、定めた財産交付要件を満たし、また指定いただいた指図権者の同意または指図が必要となるため「守り」の機能も万全です。

なお、当信託の指図権者や同意者として親族に適當な方がいない場合は、信頼できる弁護士または司法書士と「任意後見契約」を結び、その弁護士または司法書士を当信託の指図権者・同意者とすることもできます。

※安心サポート信託は金銭を信託する上記タイプ以外に、生命保険金を信託するタイプもあります。

安心サポート信託の仕組み



安心サポート信託活用事例

事例1



お客さまの悩み

自分には子どもがおらず、妻はすでに他界している。困ったときに頼っているのは姪だが、認知症になったときの財産管理が不安。推定相続人はほとんど交流のない異父兄弟のみで、自分が死んだ場合、異父兄弟に全財産が渡ってしまう。

安心サポート信託（契約設定型）を活用した解決策

安心サポート信託を締結。信頼する姪を任意後見人かつ安心サポート信託の指図権者に指名し、自分の意思能力が減退した際は、姪の指図で医療費や介護費用、公租公課、その他生活上必要な資金を金銭信託から支出するとともに、自分が亡くなった際の残余財産は姪に渡るよう契約に定めた。また併せて遺言信託も締結。金銭以外の財産も姪に遺贈することとした。

ポイント

このように遺言信託と安心サポート信託を組み合わせることで、将来にわたって「想いをつなぐ」ことが可能になります。

事例2



お客さまの悩み

自分には子どもがなく、妻は認知症になったため、近くの介護付有料老人ホームに入居している。妻の世話、資金管理は自分で行っているが、自分が亡くなり相続が発生した際に妻の療養費がしっかりと継続支払いされるか不安がある。なお推定相続人は妻と複数の姪になっている。

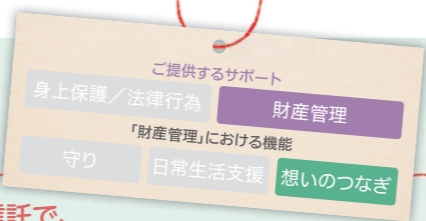
安心サポート信託（遺言設定型）を活用した解決策

遺言信託を締結。遺言書には自分の遺産のお金で妻の安定的な療養費の支払い確保を目的とした安心サポート信託を設定する旨記載した。その際、信頼のおける姪の一人を指図権者として指定し、妻の財産管理を信託契約を通じて依頼するとともに、妻が亡くなった際の残余信託財産の帰属先はお礼の意味を込めて姪を指定することとした。

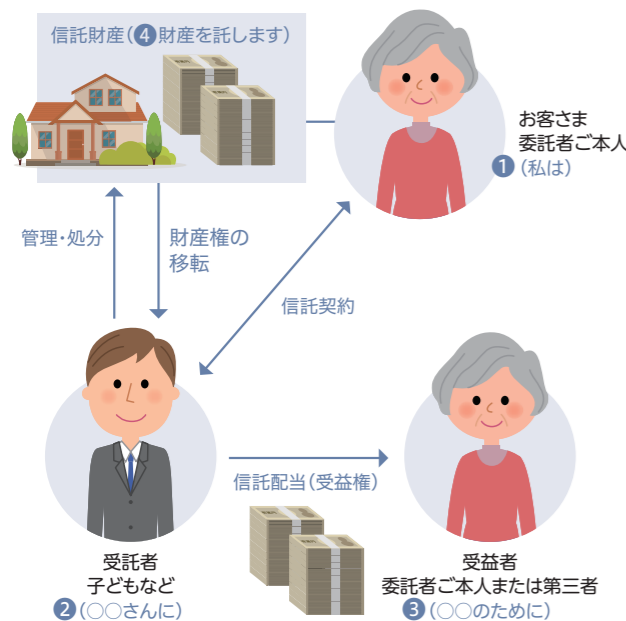
民事信託

ポイント

信託銀行が引き受ける(受託者となる)信託ではなく、家族などが受託者となる信託で、想いをつなぐよう契約を自由に設計します。専門士業が契約をサポートするケースが増えています。



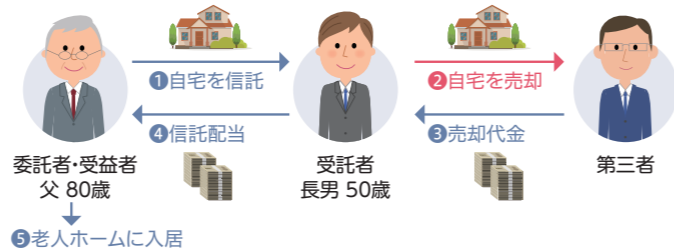
民事信託の仕組み



※民事信託には財産(金銭)を分別して管理する口座の設定が必要です。

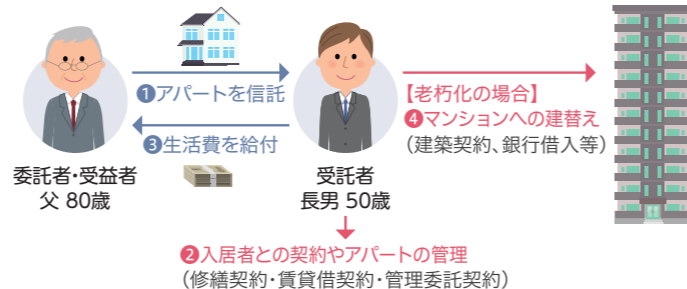
活用事例1 独り暮らしの親の実家の管理

将来、自宅の売却代金で老人ホームに入居したいが、判断力がなくなって、自宅の売却契約ができなくなるのが心配。



活用事例2 高齢者アパートオーナーの資産管理

将来、判断力がなくなった後、アパートの入居者との契約や管理が心配。アパートも老朽化してきており、大規模修繕や建替えも早晚必要になる。



民事信託サポートサービス

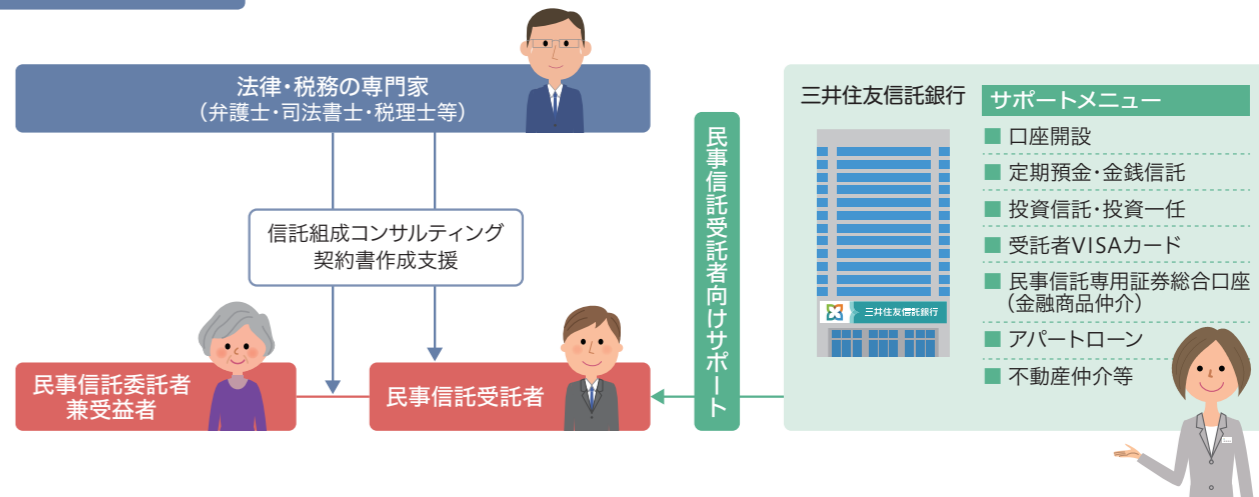
ポイント

三井住友信託銀行は、民事信託受託者向けに信託口預金口座などの金融サービスをご提供しています(信託の組成は、法律・税務の専門家にご相談ください)。

三井住友信託銀行は、民事信託の組成コンサルティングや契約書作成支援を行った法律・税務の専門家と連携し、民事信託の受託者に対して、信託口預金口座(信託

のために使う口座)をはじめとする金融・信託等の商品・サービスをご提供することで、民事信託の健全な発展に貢献しています。

サービスの仕組み

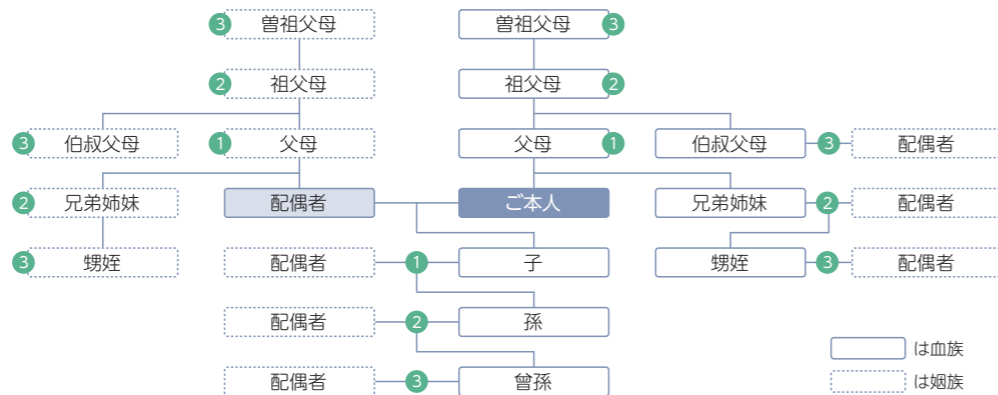


セキュリティ型信託

ポイント 口座に「二重ロック」をかける信託で、悪質な詐欺から大切な財産を守ります。

振り込め詐欺など高齢者を狙った犯罪が増加・巧妙化しているなか、お客さまご自身や離れて暮らすお子さまの不安が増大しています。こうした金融犯罪からご資産をお守りする商品が「セキュリティ型信託」です。本商品は、お預け入れいただいたご資金を払い出す際に、あらかじめご指定いただいた同意者（お客さまの3親等内のご親族）の方の同意を得た上でご資金をお支払いする仕組みです。定時定額払い方式の併用も可能です。

3親等内の親族図



ご提供するサポート

- 身上保護 / 法律行為
- 財産管理

「財産管理」における機能

- 守り
- 日常生活支援
- 想いのつなぎ

一時払い方式

お預け入れいただいたご資金は、あらかじめご指定されたご家族等の同意がなければお支払いできない仕組みになっています。犯罪等に巻き込まれる前に、ご家族等に相談する機会が生まれ、未然に防ぐことが可能です。



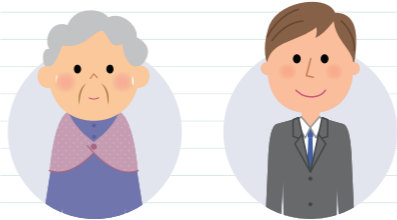
定時定額払い方式

セキュリティ型信託にお預け入れいただいたご資金のうち、生活に必要なご資金等は、定期的に決まった金額をお支払いすることができます。(毎月20万円まで)

※管理料無料

セキュリティ型信託活用事例

事例1



(お客さま) 女性70代
(同意者) ご子息

経緯

ご子息と来店。お亡くなりになったご主人が成年後見制度を活用されており、認知症に備えた財産管理の必要性を認識されていた。より簡易な仕組みを探していたところご子息がインターネットでセキュリティ型信託を見つけ、契約を申し込んだ。

事例2



(お客さま) 女性60代
(同意者) ご令嬢

経緯

お客さまは以前に振り込め詐欺に遭われた経験があり、今後も同様な被害が心配だった。遠隔地に住むご令嬢と相談のため来店。セキュリティ型信託の説明をお聞きになり、仕組みも分かりやすく不安な点もないと感じられ、契約を申し込んだ。

こんな事例も



(お客さま) 障がいのある女性 (30代)
(同意者) 叔母

経緯

お母さまの遺産を相続。毎月定額で払い出しができる商品がご希望で「定時定額払い方式」に注目され、セキュリティ型信託の契約を締結した。

セキュリティ型信託のご利用は高齢者だけでなく障がいのある方も可能です。

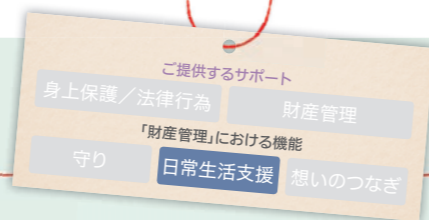
日常生活自立支援事業(各地域の社会福祉協議会)

ポイント

日常生活を送る上で、十分な判断ができない方や、体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるように社会福祉協議会が提供する福祉サービスです。

日常生活自立支援事業は、社会福祉協議会が実施しています。相談からサービスのご提供にいたるまで、各地域の社会福祉協議会の「専門員」「生活支援員」が自宅を訪問し、専門員は困りごとや悩みごとについて相談を受けます。そして

ご本人の希望をもとに適切な支援計画をつくり、契約までサポートします。また、生活支援員は、契約内容にそって、定期的に訪問します。福祉サービスの利用手続きや預金の出し入れをサポートします。



主なサービスの内容

1.福祉サービスを安心して利用できるようなための支援

- さまざまな福祉サービスの利用に関する情報提供、相談
- 福祉サービスの利用における申し込み、契約の代行、代理
- 入所、入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援

2.毎日の暮らしに欠かせない、お金の出し入れの支援

- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- 税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払いの手続き
- 日用品購入の代金支払いの手続き
- 預金の出し入れ、また預金の解約の手続き
- 福祉サービスの利用料金の支払い代行
- 病院への医療費の支払いの手続き

3.日常生活に必要な事務手続きの支援

- 住宅改造や居住家屋の賃借に関する情報提供、相談
- 住民票の届け出等に関する手続き
- 商品購入に関する簡易な苦情処理制度(クーリング・オフ制度等)の利用手続き

4.大切な通帳や証書などを安全な場所で預かり

保管できるもの(書類等):年金証書、預貯金通帳、証書(保険証書、不動産権利証書、契約書など)、実印、銀行印、その他実施主体が適当と認めた書類(カードを含む)。宝石、書画、骨董品、貴金属類などは預かれない。



地域連携ネットワークにおける金融機関の役割

現在、政府・地方自治体等が一体となり、成年後見制度の利用促進等に向けた地域連携ネットワークの構築とその中核となる機関(中核機関)・協議会の整備が進められています。地域連携の名のとおり、専門職士業団体や地域包括支援センター、社会福祉協議会などさまざまな団体

が緊密に連携して対応していく必要があり、金融機関の果たす役割も決して小さくありません。

三井住友信託銀行は、金融・財産管理インフラを担う社会の一員として、地域との連携を積極的に図っていきます。

地域連携ネットワークの役割

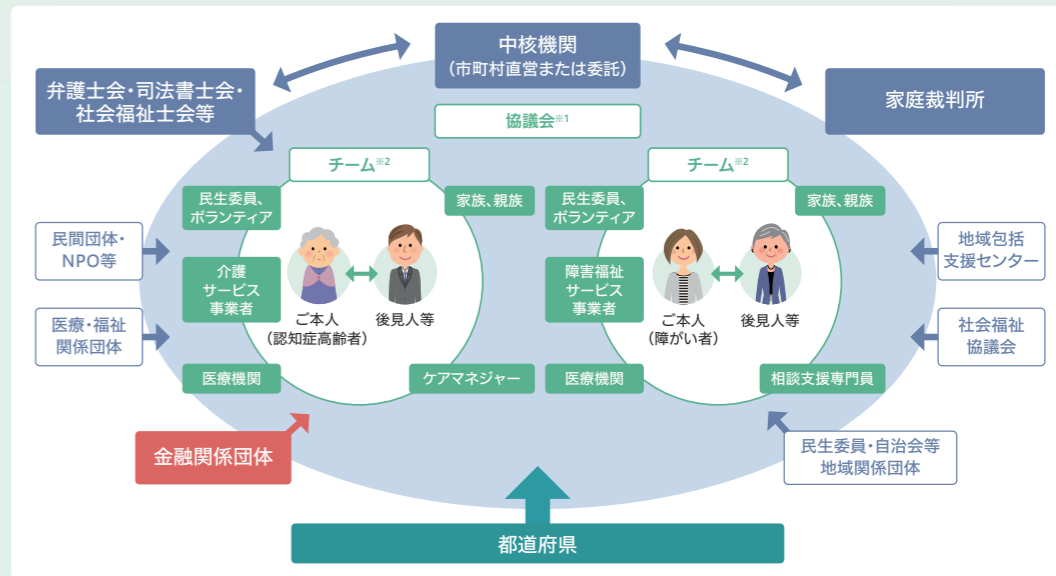
- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

地域連携ネットワークの機能

- 広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

※1 協議会:法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体。

※2 チーム:ご本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的にご本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



法定後見

ポイント

認知症が進行し判断能力が低下している人の財産を守り、日常生活を支援する制度です。制度の運用にあたっては家庭裁判所が関与します。

判断能力が不十分なために財産管理や契約の締結が困難になっている方のために、その方が行った取り引きに問題がなければ同意したり(同意権)、悪質業者との取り引きを取り消したり(取消権)、ご本人に代わって入院契約など

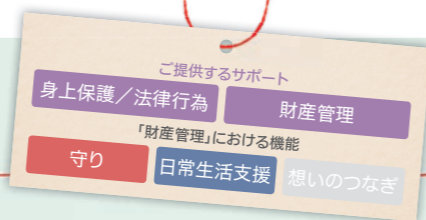
を締結したり(代理権)する制度で、法律に基づき裁判所がそうした役割を担う人を定めます。3種類あり、判断能力に応じて裁判所が決定します。

3種類ある法定後見制度

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が 全くない方	判断能力が 著しく不十分な方	判断能力が 不十分な方
申し立てができる方	ご本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市区町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	<ul style="list-style-type: none"> 財産管理についての全般的な代理権、取消権(日常生活に関する行為を除く) 特定の事項^{※1}についての同意権^{※2}、取消権(日常生活に関する行為を除く) 	—
	申し立てにより与えられる権限	<ul style="list-style-type: none"> 特定の事項^{※1}以外の事項についての同意権^{※2}、取消権(日常生活に関する行為を除く) 特定の法律行為^{※3}についての代理権 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の事項^{※1}の一部についての同意権^{※2}、取消権(日常生活に関する行為を除く) 特定の法律行為^{※3}についての代理権

※1 民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。
 ※2 ご本人が特定の行為を行う際に、その内容がご本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意(了承)する権限です。保佐人、補助人は、この同意がないご本人の行為を取り消すことができます。
 ※3 民法13条1項に挙げられている同意を要する行為に限定されません。

出典:家庭裁判所「成年後見制度一詳しく知っていただくために」より当社作成



後見制度支援信託

ポイント

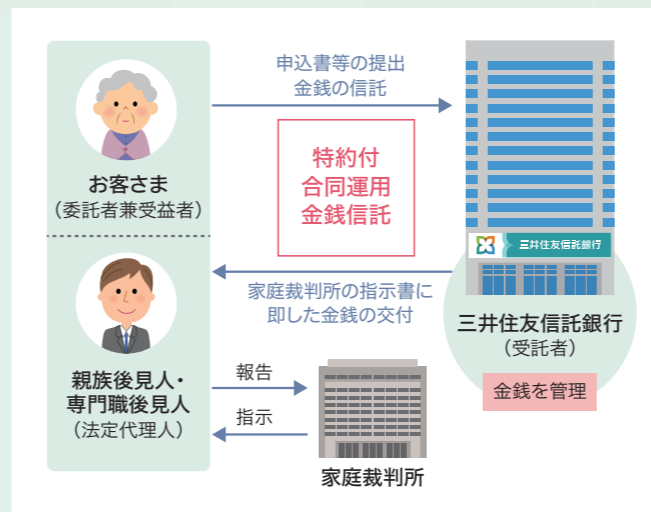
裁判所の指示に基づき信託銀行が財産を守り、後見人の不正を防ぎます。

法定後見制度による支援を受ける人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みです。

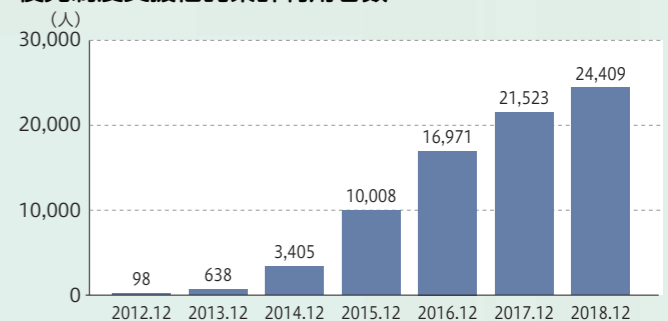
本信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契

約を解約したりするにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となります。財産を信託する信託銀行等や信託財産の額などについては、原則として弁護士、司法書士等の専門職後見人がご本人に代わって決めた上、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行との間で信託契約を締結することになります。

これにより、成年後見人がご本人の財産を不正に使ってしまわないように適切に保護されます。



後見制度支援信託累計利用者数

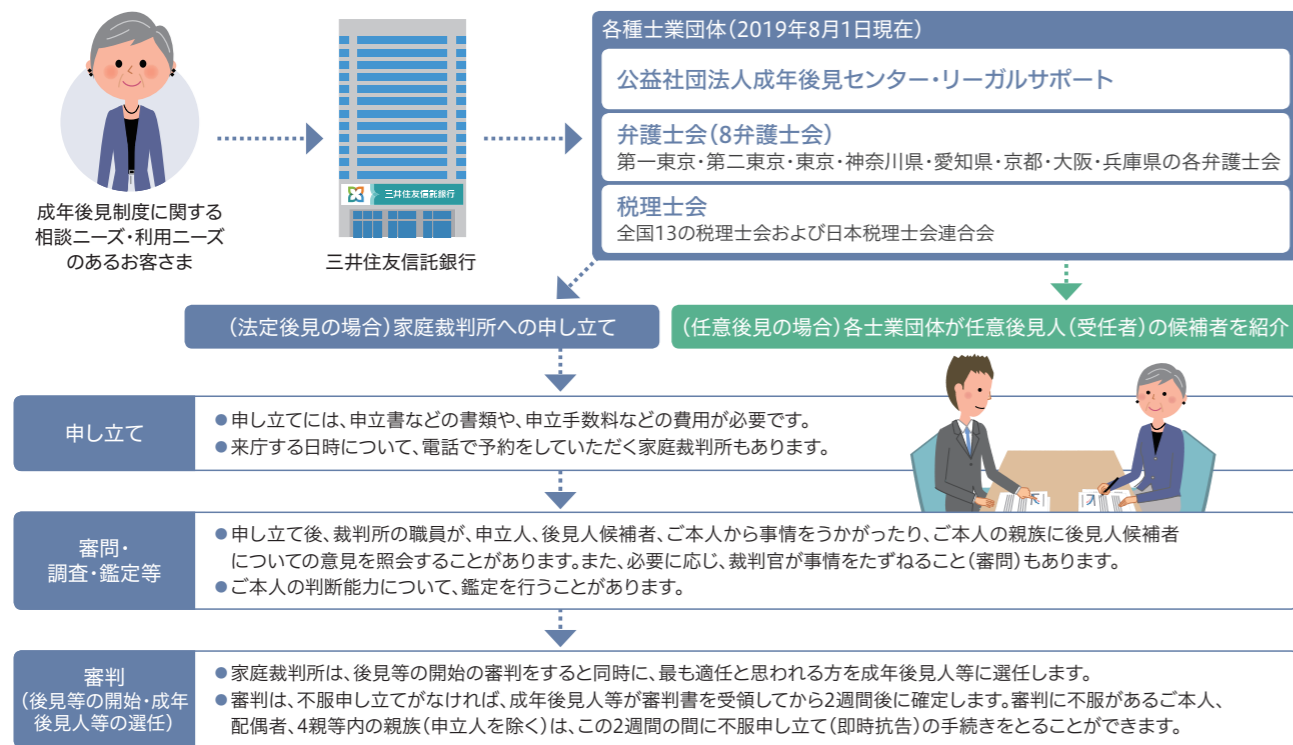


出典:最高裁判所事務総局家庭局「後見制度支援信託等の利用状況等について 平成30年1月~12月」

成年後見制度に関するご相談・取り次ぎ

三井住友信託銀行は、成年後見分野に積極的に取り組む各種士業団体と協定を結んでおり、成年後見制度に関

するご相談や、その利用を希望されるお客さまの各士業関係団体への取り次ぎを行っています。



亡き後も「想いをつなぐ」ために

ポイント

成年後見制度は、ご本人が亡くなった時に終了します。

「想いのつなぎ」を完結させるためには、あらかじめ遺言書などを作成しておく必要があります。

成年後見制度を利用した場合

成年後見制度は、後見人がご本人が生存中に身上保護や財産管理をサポートする制度で、ご本人の死亡により成年後見等の事務は終了します。この場合、成年後見人として、ご本人等の財産目録を整理して相続を受ける方に提示し、財産を相続人に原則2カ月以内に引き継ぐ必要があります。後見人が相続の内容に関わる手続きを行うことはありません。

遺言の重要性

相続時に遺言がなければ民法に従った法定相続となります。相続の内容は相続人間の話し合い(遺産分割協議)によって決めることとなりますが、協議がまとまらなと、家庭裁判所の調停・審判の手続きとなります。遺産分

遺言信託

三井住友信託銀行では、お客さまの遺言に関するご意思に従って、預金、有価証券、不動産などのさまざまな資産を次の世代に承継することを支援するサービスとして「遺言信託」を取り扱っています。

割協議や遺産分割手続きは、相続人にとってかなりの負担になるとともに、トラブルになる場合もあります。

あらかじめ財産の配分を遺言により決めておくと、このような負担やトラブルの発生を防ぎ、亡き後も想いをつなぐことが可能になります。ただし、認知症で判断能力が低下すると、遺言書が書けなくなったり、書いても無効であると裁判所に判断されてしまう場合があります。「想いのつなぎ」を完結させるためには、判断能力が十分なうちに遺言書を作成しておく必要があります。

遺言の代用となる信託

一方、安心サポート信託や民事信託の仕組みを活用し、信託契約に相続時の財産の配分等を織り込んでおくことで、遺言と同様の機能を持たせることができます(遺言代用)。その際、あらかじめ決めた人に複数世代にわたって財産を承継することもできます。例えば、ある財産を、ご自身が亡くなったら配偶者に承継し、配偶者が亡くなったら次はお子さまに承継するということまで生前に決めることができます(受益者連続信託)。

超高齢社会問題への対応

三井住友トラスト・グループは、5大サステナビリティのテーマのひとつに「超高齢社会問題」を掲げ、「持続可能な開発目標(SDGs)※」の17の目標とも関連付けた取り組みを行っています。さまざまに起こる課題に対して、信託銀行が単独で対応できるとは限りません。弁護士や司法書士、税理士といった方々や、医療・福祉関係者など外部の専門家と親密に連携を取ることが重要と考えます。

三井住友信託銀行においても、お客さまの3分の2が65歳以上の方になり、高齢化が進んでいます。お客さまが認知症になる場合のことも考えていかなければなりません。高齢に伴うお客さまのニーズは非常に多くありますし、その中で信託を活用できる場面も多くあります。そこでいかに外部と連携して一体として有用なサービスをご提供していくか、という視点がますます必要になってくるだろうと考

えています。

信託は、社会のさまざまな問題を解決する一助となりうる制度です。「信じて託す」という言葉に表されるように、お客さまの期待にお応えするには、高い信頼性を持ち続けていくことに加えて、お客さまのニーズに的確に応えていくための専門性を高めなければなりません。当グループでは、信託の活用だけを考えるのではなく、専門性を高め、社会全体のネットワークの中における信託の機能の活用を考えていきます。

※2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」で採択された2030年に向けて全世界が取り組むべき地球規模の優先課題



当グループが超高齢社会問題において重視するゴール



各種サービスの手数料等(2019年8月21日現在)

● 任意後見制度支援信託には以下の手数料等がかかります

信託報酬

信託設定時:54,000円(税込)。追加信託時や管理中は管理報酬をいただくことはありませんが、信託金を運用した収益から、信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額を運用報酬として頂戴致します。

● 人生100年応援信託には以下の手数料等がかかります

〈設定報酬〉信託金額×1.00%(税抜)

〈管理報酬〉年額60,000円(税抜)

〈運用報酬〉信託金を運用した収益から、信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額を頂戴致します。

● 安心サポート信託には以下の手数料等がかかります

管理信託報酬

〈信託引受時報酬〉信託金額に応じて頂戴します。(最低報酬:108万円)

なお、追加信託時には新規引受時に準じて報酬を頂戴しますが最低報酬の定めはございません。

〈定例管理報酬〉財産交付開始月以降、月額10,800円~32,400円(税込)を毎年1回頂戴します(管理内容、信託期間等に応じて個別に決定します)。

〈運用信託報酬〉信託金を運用した収益から、信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額を運用報酬として頂戴致します。

※安心サポート信託は金銭を信託する上記タイプ以外に、生命保険金を信託するタイプもあります。

● 遺言信託には以下の手数料等がかかります

〈お申込時〉基本手数料:324,000円(税抜)

※別途、公正証書作成費用、戸籍謄本など取り寄せに関する費用等が必要になります。

〈遺言書保管中〉遺言書保管料:毎年6,480円(税抜)

〈遺言執行時〉当社所定の遺言執行報酬を申し受けます。

(最低執行報酬:108万円)

以上はお支払いプランの一例です。他のプランもあります。

本レポートで取り上げました「後見制度支援信託」「人生100年応援信託」「安心サポート信託」「セキュリティ型信託」「遺言信託」「任意後見制度支援信託」の詳細につきましては、三井住友信託銀行の本店までお問い合わせください。

ご来店予約はこちら

<https://yoyaku-smtb.secure.force.com/RaitenSelect>



サクセスフル・エイジングサイトのご紹介

各種セミナーや刊物など、三井住友信託銀行がお客さまに発信している情報をより多くの方に見ていただきたいと考え、サクセスフル・エイジングのサイトを立ち上げました。

タイムリーなトピックや情報サイトを紹介し、より良いシニアライフを送るお手伝いをさせていただいています。

サイトへのアクセスはこちら

<https://www.smtb.jp/csr/withyou/successfulaging/>





2019年8月発行

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
経営企画部サステナビリティ推進室

〒100-8233 東京都千代田区丸の内1-4-1

電話 03-6256-6251

ウェブサイト <https://www.smth.jp/csr/index.html>